

登園許可証明書

保 護 者 様

保育園は乳幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について証明書の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

笹幡保育園長 殿

クラス名

児童名

下記の感染症について、登園に支障がない状態になりましのたで

月 日より登園を許可します

受診年月日

年 月 日

医療機関名

医師名

印

※診断名に○をお願いします。

| 病名 | 登園のめやす |
|---------------------|---|
| 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| 風疹（三日ばしか） | 発疹が消えるまで |
| 水痘（水ぼうそう・帯状疱疹） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺・頸下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適切な抗生物質薬内服による治療が終了するまで |
| 流行性角結膜炎 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 急性出血性結膜炎 | 感染のおそれがなくなるまで |
| インフルエンザ（A・B） | 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状がとれ2日経過するまで |
| 結核 | 医師により感染のおそれがないと認めるまで |
| 新型コロナウィルス感染症 | 医師からの指示の待機期間を終え、全身状態が良いこと |